

第 1 1 回峰山町・大宮町・網野町・丹後町

・弥栄町・久美浜町合併協議会（議事概要）

日 時 平成 15 年 5 月 28 日（水）PM1：30～PM3：25

場 所 弥栄町公民館

出席者 47 人（3 人欠席）

傍聴者 5 人

報告事項

（1）報告第 1 号 合併協議会委員の変更等について

協議事項

（1）協議第 1 号 5 財産及び債務の取扱いに関する事

（2）協議第 2 号 19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い

（3）協議第 3 号 21-2 交通安全の取扱い

（4）協議第 4 号 21-7 マイクロバスの取扱い

（5）協議第 5 号 21-10 開発・景観保全の取扱い

（6）協議第 6 号 21-13 町営バス事業の取扱い

（7）協議第 7 号 21-14 地域活性化助成事業の取扱い

（8）協議第 8 号 21-15 指定金融機関の取扱い

（9）協議第 9 号 21-17 財政事務の取扱い

（10）協議第 10 号 19-11 国民健康保険の取扱い

（11）協議第 11 号 19-15 保健衛生の取扱い

（12）協議第 12 号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い

（13）協議第 13 号 19-18 病院、診療所の取扱い

（14）協議第 14 号 19-24 建設関係事業の取扱い

（15）協議第 15 号 19-25 公営住宅の取扱い

（16）その他

（17）第 10 回合併協議会の会議録について

（18）次回の日程について

議事経緯

開会

会長あいさつ

会議成立確認

合併協議会委員の変更等について

委員の変更

- ・大宮町 2 号委員（新）荒田 寛康委員（5 月 1 2 日付け）
（旧）川村 嘉徳委員（4 月 2 9 日付け）
- ・丹後町 2 号委員（新）小森 潔委員（5 月 1 3 日付け）

- (旧) 平井 芳一委員 (4月29日付け)
- ・ 弥栄町2号委員 (新) 久江 晶夫委員 (5月14日付け)
- (新) 吉岡 豊和委員 (5月14日付け)
- (新) 大下倉禎介委員 (5月14日付け)
- (旧) 木本 勇委員 (4月29日付け)
- (旧) 田中 正明委員 (4月29日付け)
- (旧) 吉岡 敏至委員 (4月22日付け)

各小委員会の委員長、副委員長等の変更について

(総務・企画・議会小委員会)

【委員長】(新) 平井 涉委員 (峰山町)

(旧) 瀬川 善磨委員 (丹後町)

【副委員長】(新) 小森 潔委員 (丹後町)

(旧) 平井 涉委員 (峰山町)

(住民・福祉・教育小委員会)

【委員長】(新) 荒田 寛康委員 (大宮町)

(旧) 木本 勇委員 (弥栄町)

【副委員長】(新) 久江 晶夫委員 (弥栄町)

(旧) 石河良一郎委員 (大宮町)

委員の所属小委員会の変更等について

- ・ 大宮町 荒田 寛康委員 (住民・福祉・教育及び新市建設計画策定小委員会)
- ・ 大宮町 石河良一郎委員 (住民・福祉・教育及び新市建設計画策定小委員会から建設・産業小委員会)
- ・ 丹後町 小森 潔委員 (総務・企画・議会及び新市建設計画策定小委員会)
- ・ 丹後町 瀬川 善磨委員 (総務・企画・議会及び新市建設計画策定小委員会から住民・福祉・教育小委員会)
- ・ 弥栄町 久江 晶夫委員 (住民・福祉・教育及び新市建設計画策定小委員会)
- ・ 弥栄町 吉岡 豊和委員 (建設・産業小委員会)
- ・ 弥栄町 大下倉禎介委員 (総務・企画・議会小委員会)

議事経緯

(1) 協議第1号 5 財産及び債務の取扱いに関すること・・・確認

委員長報告

まず、左端の番号1～7は、「財産」についてであり、番号1及び2であります。町が所有する土地、建物については、公用又は公共用に使用している「行政財産」とそれ以外

の「普通財産」に分かれますが、いずれも、「全て新市に継承する。」としております。

番号の3の「基金」であります。まず、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられている「財政調整基金」及び地方債の償還のために設けられている「減債基金」は、「そのまま新市に継承する」としております。

次に、特定目的のために各町で積み立てられている基金については、「統合整理を行い、新市において必要な基金を創設する」こととし、合併時に創設する基金につきましては、資料に記載している7つの基金とするとの調整結果でございます。

次に、「特別会計の基金」及び「一部事務組合の基金」については、「そのまま新市に継承する」こととし、一部事務組合の各基金の継承先は、資料に記載のとおりであります。

番号4の「出資金」、番号5の「出捐金(しゅつえんきん)」、番号6の「貸付金」であります。いずれも、「現行のまま、新市に継承し、6町分を併せて新市のものとする」とこといたしました。

次に、番号7の「その他財産」でございます。まず、峰山町と久美浜町にあります「財産区」については、「現行のまま新市に継承する」こととし、各町にあります「覚書土地」については、「現行のまま新市に継承する」こととし、「覚書が出来ていない財産については、合併までに覚書を行う」こといたしました。

次に、番号8～10は、「債務」であり、「借入金」、「債務負担行為」、「土地開発公社所有地」それぞれ、一部事務組合の分も含め、「現行のまま新市へ継承する」こととしております。

主な意見 特になし

(2) 協議第2号 19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い・・・確認

委員長報告

まず、「区、自治会等」の「行政連絡機構」であります。現在の6町の区、自治会は、住民の方々に最も身近な共同組織として、主体的に運営されておりますが、それぞれの組織、規模、財政や行政の関わりも様々であります。従いまして、合併により、現在の区や自治会を強制的に変更してしまうことは住民の皆さんに大きな混乱を与えることにもなるため、現行のまま、新市に移行することとし、その上で、地域の特徴や個性を活かしながらコミュニティ活動の振興を図っていくことが必要であると考えまして、「単位行政区の組織は現行のとおりとし、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、併せて新市の一体性を確保するため、新市発足時に新たな連合組織を設置する。」といたしました。

新たな連合組織は、現在6町の区長連絡組織をさらにまとめて、新市との連絡調整及び、旧町の区長協議会などとの連絡調整を行う組織として、その役割を果たしていただくことを期待いたしております。

また、行政から「区への依頼事務などの行政効率を高めるため、地域性を考慮しながら連合区等一定の条件で統合できるかどうかの検討を新市において行う」としてありますが、これも、新市と新たな連合組織の間で一定の議論をする中で、検討していくこととなります。

次に、番号2の「区への依頼事務」でございますが、調整結果に記載しておりますとおり、「市からの配布文書等は、期日を定めて配布し、区を通じて各家庭に配布するなど、新市における区への依頼事務についてはその整理・統合を含めて検討する」ということといたしました。

小委員会では、新市になった場合の、区の組織、事務内容や、行政からの依頼事務がどうなるのか、具体性がなく分かりにくいといった御質問、御意見がありました。現在各町にあります自治会や連合組織は、そのまま新市に引き継ぎ、混乱が生じないようにすること、区への依頼事務等についても、これまで以上に負担を生じることのないように検討していく予定であるとの事務方の説明を受けまして、いろいろと御意見が出ましたので、慎重に協議をいたしまして、確認をしたものでございます。

主な意見 特になし

(3) 協議第3号 21-2 交通安全の取扱い・・・確認

委員長報告

「交通安全」につきましては、住民の方々の生活にとって、非常に身近な問題であり、警察とともに行政も一体となって、取り組みに力を入れているところであります。

まず、「交通安全指導員」であります。人員、任期などの体制や活動内容は様々でございます。新市になりましても、交通安全の確保の必要性に変わりはないことから、調整結果といたしましては、「一元化に調整の上、新市に移行する」とことといたしました。

次に、「放置自転車の対策」でございます。現在、3町(峰山町、大宮町、網野町)で、ほぼ同様の事務を行っております。引き続き、新市におきましても、対策を講じていく必要があると判断いたしまして、調整結果といたしましては、「峰山町の例により、新市に引継ぐ」とことといたしました。

なお、峰山町の例と申しますのは、年1回放置自転車を調査し、警察署に所有者の照会を行い、所有者が判明したのものについては、撤去依頼を行っております。所有者が判明しないものにつきましては、1～2ヶ月の一定期間、町の広報誌等に掲載し、警察署に拾得物として届出を行い、なお、引取りのないものについては、6ヵ月後に処分をしております。

最後、「放置自動車対策」であります。これにつきましては、現在、峰山町のみで「自動車放置防止条例」という条例を制定され、所有者への撤去命令、処分等を行っております。

これにつきましては、調整結果のとおり、「峰山町の条例をもとに調整し、新市においてすみやかに施行する」とことといたしました。

主な意見

委員 各町には、それぞれ何人の指導員がいるのか。

部会 交通安全指導員の制度は、久美浜町以外の5町にあり、その内大宮町は交通安全対策協議会での活動となっており、あとの4町については非常勤特別職としてお

り、合計で 62 人の方にお世話になっている。

(4) 協議第 4 号 21-7 マイクロバスの取扱い・・・確認

委員長報告

現在、各町ともマイクロバスを保有しており、6 町合計で、12 台がございますが、使用の目的、範囲とともに、管理方法等、各町によって様々な状況となっております。従いまして、新市におきましては、基本的には、利用基準を統一して利用を図り、管理についても一元管理をする必要があると判断いたしまして、調整結果のとおり、「新市におけるマイクロバスの利用にあたっては、峰山町の利用基準を新市の基準として統一する」といたしました。

町のマイクロバスは、申すまでもなく、営業用ではなく、自家用自動車でございます。道路運送法第 80 条に、「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。」という規定がございます。この法令の解釈によりますと、「貸し出しは出来ない」ということとなり、「市が自らの事業のためにマイクロバスを使う」ということが前提でなければ、マイクロバスを利用できないということでございます。

従いまして、法律の枠内で厳格に運用していくことが陸運局などからも求められており、特に、6 町管内には、民間事業者の方々も存在するわけがございます。この点も十分、配慮した扱いとしなければならないところでございます。加えて、万一事故が発生した場合の賠償問題等におきまして、市として万全な対応が出来得るようにしておく必要がございますので、これらの点を総合的に検討いたしまして、峰山町の基準が最も相応しいと判断したものであります。

小委員会では、現在の利用回数や所要経費はどうか、公共的団体の利用についてのご質問や、法律等の制限がある以上やむを得ないが、住民の方に、事前に充分広報すべき等についての御意見があり、いろいろと協議をいたしましたが、最終的に、調整結果のとおり確認したものでございます。

主な意見 特になし

(5) 協議第 5 号 21-10 開発・景観保全の取扱い・・・確認

委員長報告

まず、番号 1 の「計画」でございますが、国土利用計画法におきましては、市町村は、国土の利用に関し、必要な事項について計画を定めることが出来るとされており、新市におきましては、調整結果のとおり、「新市に移行後、新市の開発事業等に関する指導要件及び都市計画との整合性を計りつつ、新市において検討すること」といたしました。

次に、番号 2 の「規制要件」でございますが、これは、土地の開発行為に係る町の規制等のことであり、現在、弥栄町を除く 5 町で、条例や要綱を制定され、運用されております。しかしながら、その指導基準である面積要件に違いがありますほか、土地の開発指導のみ定めているところと環境保全、景観保全についても定めているところがあるなど、

各町様々でございます。

新市におきましては、この地域の恵まれた自然環境を今後ともより一層大切にしていけることが、大変重要なこととあります。従いまして、調整結果といたしましては、「開発事業に関する指導については、大宮町の美しいまちづくり条例を基本に新市としての条例整備を行い、合併時より施行し、開発事業等の適正化を図るものとする。」とし、「環境保全等に関して定めた大宮町の美しいまちづくり条例及び久美浜町のきれいなまちづくり条例の部分については、新市の環境基本条例に統合することとし、久美浜町の条例に定められた「住民協定景観形成区域」を基本に、新市の景観条例を制定し、合併時より施行するということを確認いたしました。

主な意見 特になし

(6) 協議第 6 号 21-13 町営バス事業の取扱い・・・確認

委員長報告

町営バスにつきましては、地域の住民の方々の生活路線として、現在、弥栄町で、須川線と等楽寺線の 2 路線が、久美浜町で、川上線と佐濃北線の 2 路線が運行されておりますが、それぞれ運営方法、料金体系等は異なっております。

新市におきまして、この 2 町で実施されている町営バス事業をどのように行うかということでございますが、現在、それぞれの路線で住民の方々の貴重な交通手段として、利用されている状況を考慮いたしまして、調整結果のとおり、「現行のまま新市に継承する」といたしました。

その理由といたしまして、バス事業者は、改正された道路運送法により、従来の免許制から許可制へと事業参入の規制緩和が図れましたが、一方、いつでも事業から撤退できるようになっており、不採算路線の切捨てについては、従来よりも容易となっている状況になってきておりまして、その点からも、民間の採算ベースに乗り難い現在のバス路線は、引き続き存続していく必要があるとの考えに基づき、調整させていただきました。

なお、専門部会からは、今後、コミュニティバスとしての新市の市域全体への運行を検討する際に、路線及び料金の見直しも含め、併せて、京都府の補助制度も十分考慮し、検討する予定であるとの説明を受けておりますので、申し添えます。

主な意見 特になし

(7) 協議第 7 号 21-14 地域活性化助成事業の取扱い・・・確認

委員長報告

地域活性化助成事業につきましては、地域のまちづくり、文化の継承、地域資源の発掘などの取り組みを行っている地域のグループ、団体等に対する支援を行っている事業で、6 町全てで行われておりますが、各町それぞれ独自の助成内容となっております。

新市におきましても、こうした地域の自主的、独創的なまちづくりグループに対して、

行政として積極的に支援していく必要があると判断いたしまして、調整結果といたしましては、「地域、コミュニティ活性化支援を目的としたし単独の補助事業は、合併時まで各町の補助制度を一元化調整し、新市において適用する。」といたしました。

主な意見

委員 各町の制度を一元化調整とは、どんな手法で行うのか。

部会 補助金の上限額や補助率が様々であり、まず金額及び要綱の統一をしていかなければならないと考えている。

(8) 協議第8号 21-15 指定金融機関の取扱い・・・確認

委員長報告

指定金融機関につきましては、地方自治法に定められた、地方公共団体が公金の収納又は支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関のこととございまして、その指定には、議会の議決が必要であり、かつ、一つの地方公共団体において、指定金融機関は一つでなければならないとされております。

現在、6町とも同一の金融機関を指定されておりますので、「現行のまま、新市に継承する」といたしました。

主な意見 特になし

(9) 協議第9号 21-17 財政事務の取扱い・・・確認

委員長報告

まず、番号1の「一般会計以外の会計」、つまり、特別会計及び企業会計でございますが、各町とも共通して設置しております、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計のほかに、各町がそれぞれ必要な事業等に関する特別会計、企業会計を設置されております。合併後は、これらを統一する必要がありますので、調整結果といたしましては、「法令に準拠し、特別会計、企業会計を設置する」とことといたしました。

次に、番号2の「財政状況の公表」であります。現在、6町とも、歳入歳出予算の状況については、公表されておりますが、公表時期、公表の方法及び内容に相違があります。

合併後は、これらを統一する必要がありますので、調整結果といたしましては、次のとおり統一することで確認をいたしました。まず、「公表の時期は、5月と11月とし、方法は、公告式とする。また、内容は、資料の(1)～(4)に記載しているものとする」とことといたしました。また、大宮町では、現在、住民向けに「わかりやすい予算書」というものを作成されておりますので、この大宮町の例などの住民向けの財政状況の広報については、「内容及び取扱いを新市において検討する。」ことといたしました。

主な意見 特になし

委員長報告

この項目で一番議論になりましたのが、住民の方にとって最も身近であります、番号 1～9 の「国民健康保険税」でございます。番号 4 の「税率」につきまして、「医療分」と「介護分」と分かれておりますが、各町それぞれの税率等を設定されており、新市におきましては、原則、統一する必要があるわけではありますが、御覧のとおり現状に大きな開きがありますので、税額をどう設定するかは、議論が集中したものであります。住民の皆さんに直接関わることであり、合併により、大きく負担が増えることは避けたいところではありますが、一方、国民健康保険会計の財政についても、将来を踏まえて健全性を保つよう、適正に運営していくことが強く求められております。

こうしたいろいろなご意見も踏まえまして、様々な検討を行い、調整結果に記載しているとおり、「制度改正、保険給付の動向を見極め統一する。ただし、平成 15 年度については、各町の例による。また、医療分につきましては、激変緩和措置として、丹後町は、平成 19 年度の統一課税に向けて段階的に引き上げを行う」とことといたしたところでございます。

なお、番号 10 の保険給付の「出産育児金」と 11 の「葬祭費」であります、「出産育児給付金」については、各町同額ですが、「葬祭費」については、単価が異なっておりますので、「1 人当たり 3 万円」に統一するといたしました。

次に、番号 19 以下の医療費助成に係る各種の制度については、合併協議の中で、6 町が抱える最も重要な課題であります「少子高齢化への対応」の視点や、障害者・一人親等が安心して生活できる環境づくりの視点から、検討を加えまして、住民の皆さんの負担等に極力配慮した形で調整結果を取りまとめたところであります。

主な意見

会 長 各小委員会から建設計画への意見をいただく中で、少子化対策に重点投資すべきとう委員の方々の多くの意見を踏まえ 6 町長で協議して、新市建設計画策定小委員会の方で建設計画の目玉事業として、乳幼児医療助成制度を高校卒業まで拡大することを提案した。この建設計画をもって住民説明会を実施し、意見をいただきたいと思っている。また、各小委員会にも回付し、委員の再度の検討を願う。

委 員 国保税を試算して 6 町平均 54,138 円、丹後町では 49,000 円程度になるということだが、毎年どのくらいの基金の繰入を考えているのか。また、この調整案では国保会計が何年くらいもつのか。

部 会 一人当たり 54,138 円という 6 町の平均で考えると、1 年に 1 億 6 千万円程度取り崩していけば 7 年半くらいはもつ。しかし、健全な運営をしていくためにはある程度の基金は必要なので、このペースでの取り崩しはできない。また、丹後町の率で基金を取り崩していくと 3 年ちょっとで底をつく。

委 員 これから一番重要なのは、新市になり国保税が上がるのに対して理解を求め

ることであり、情報提供をお願いしたい。

会 長 国保税についての説明は非常に難しいが、住民説明会で丁寧に十分な説明をしていく。

(11) 協議第 11 号 19-15 保健衛生の取扱い・・・確認

委員長報告

保健衛生については、様々な事業がありますが、それぞれ内容と現在の効果等を十分検討した上で、今後とも必要であり、各町とも同一内容で行っておりますものは、「現行のまま新市に継承する」こととしております。また、取扱いに差があったり、全部の町で実施されていないものについて、今後とも必要であると認められる事業については、「対象を全市に拡大し実施すること」や、効果が上がるような方向で一元化し、新市で調整することとしております。

特に、番号 28 の成(せい)老人(ろうじん)保健の「基本健康診査」につきましては、各町とも実施されておりますが、対象者及び自己負担金の取扱いに差があります。これにつきましては、本年 5 月、健康増進法が新たに施行されまして、健康を保つということに、国民が取り組むよう定めた画期的な法律であります。この法の趣旨が活かせるよう、対象者は、6 町全体では 20 歳以上と拡大し、自己負担金も徴収されている町がありますが、受診の機会を失しないよう、新市においては、徴収しないとの調整結果を取りまとめたものでございます。

いずれの項目も、住民の皆さんの健康管理という観点から、重要な項目ばかりでありますので、新市におきましても、住民の皆さんの日々の生活が健康で営めますよう、配慮された結果となっております。

主な意見

委 員 調整結果案には、結核検診の自己負担金について書いてないがどうか。

部 会 結核検診については各町とも無料のためだが、他の検診については自己負担金を現在徴収しており、無料とするため記載している。

(12) 協議第 12 号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い・・・確認

委員長報告

番号 25 の「在宅介護支援センター」について、6 町が 1 市になりますと、基幹型のセンターは、法令上 1 箇所となりますが、このことにどう対応するのかとの強い御意見がございました。専門部会からは、その他のものについても、現状の業務を引き継ぐこととしており、住民の皆さんの心配のないように考えているとの説明を受けております。

番号 111 の「町の戦没者追悼式」でございますが、参加者が減少傾向であることを踏まえ、当初の調整案は、「新市移行後、廃止の方向で協議する。」としておりましたが、委員から、「長い年月を経過しているため廃止、とするのは如何なものか。追悼式の趣旨等を

十分考慮し、方法等を検討していく必要があるのではないか」といった意見を踏まえ、「開催の継続及び実効的な実施方法等を検討する。」と修正のうえ、確認いたしました。

また、全般にわたり、一元化に調整の上、新市に移行するというものが多く、その具体的な調整案は示せないのかといった質問もございましたが、国や京都府の制度に準拠している制度や事業が大半でありまして、合併時までにはその動向を十分見極めていく必要がありますので、御理解をいただいたところでございます。

主な意見 特になし

(13) 協議第 13 号 19-18 病院、診療所の取扱い・・・確認

委員長報告

直営病院であります。6町の中には、現在、御存知のとおり、弥栄病院と久美浜病院がございます。直営の診療所につきましては、大宮町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の4町でございます。

それぞれの病院、診療所につきましては、今後とも、住民の皆さんに安心して医療を受けられる体制を確保するため、民間医療機関と役割分担をしながら協力体制を図り、充実していくことにより、地域の医療体制を確立していくことが必要でありますので、現行のまま、新市に継承することといたしました。

しかしながら、両病院の運営につきましては、現在、町の財政へ係る影響も大きいものがありますことから、経営の効率化を図るとともに、経営状況の透明性を高めることを主眼とした国の新たな動きであります地方独立行政法人制度の内容等を検討する中で、考えていくことといたしました。また、それぞれの使用料、手数料につきましては、診療報酬に従って定めることなど、統一したものとすることとしております。

さらに、休日、夜間の救急体制につきましても、年々増加しております救急医療に対応するため、在宅当番医制度の継続と充実を図り、入院を必要とする重症患者の医療の確保の観点から、与謝医療圏との連携を図り、第2次救急医療体制の確立を図ることといたしました。

主な意見

委員 調整結果案にある「ただし、公立病院の経営の効率化を図るとともに、地方独立行政法人制度の内容の検討を進める」とあるが、先送りするのではなく制度化を実現していただきたい。

町長 弥栄・久美浜両病院では現在医師に苦勞しており、今の医師の人件費ということでは低くなっているが、確保のために増やすと人件費が上がり経営が苦しくなり、減らすと救急の受け入れが困難になるなど、病院経営は非常に難しいということを理解していただきたい。

部会 独立行政法人については、制度の中身が確定していないため、はっきりした段階で検討していきたい。

- 委員 一日も早く病院運営の骨子を作成し経営努力していただき、住民に負担がはね返ってこないようにしていただきたい。
- 委員 独立行政法人化するとどうなるのか。赤字については病院だけでその解消を努力するのか、またつぶれても新市とは無関係ということになるのか。
- 部会 地方独立行政法人研究会の報告によると、この制度導入の意義は事務事業の自立的、効率的な実施を促進、経営の効率性・透明性の向上などというようになっていくが、課題として制度上の相違や職員の身分などがあげられている。独立行政法人の移行にあたっては議会の意思決定を要することから、全く別組織とはならないと考える。

(14) 協議第 14 号 19-24 建設関係事業の取扱い・・・確認

委員長報告

まず、番号 20 の「道路の除雪」であります。6 町の体制は、町職員が主体で実施している町と業者委託が中心の中のほか、除雪路線にも、現状に大きな相違があります。冬季においては、住民や通学生の交通確保という点からも、大変関心の高い項目でありまして、委員の皆さんからもいろいろと御意見を頂き、協議を行いました。

新市において、現行の水準を低下させることなく、統一した方式によることは、業者の体制の問題等もあり、合併と同時に行うことは困難でありますので、調整結果といたしましては、「現行のまま、新市に継承する」といたしました。「なお、新市移行後に到来する体制については、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は、追加することも検討し、調整する」としておりましたが、その結果、今後、職員を主体で行っていくことは、コスト等の問題もありますので、調整案に、「業者委託を基本として」という文言を付け加えて確認したものであります。

また、番号 23 の「各集落による河川の委託作業」であります。事業の継続は必要とした上で、現在、峰山町だけ地区に助成制度を設けられておりますが、6 町全体での検討が必要なため、「峰山町の制度は一旦廃止し、地域の協力方法を含めた実施方法を調整する」ということで確認いたしました。

さらに、番号 42 ~ 44 の受益者分担金であります。近隣市等の状況を参考に協議を行い、特に、河川については、災害との関係も充分考慮し、分担金を徴収しないこととするなど、自治体の本務に基づく業務としての位置づけを明確にするとともに、受益に対する適正な負担を図ったところでございます。

その他、それぞれ記載のとおりであります。建設関係事業の適正な執行が図れるよう、必要なものについては統一を行い、新規で新市として整備するものについては、現状を十分踏まえまして検討したものでございます。

主な意見 特になし

(15) 協議第 15 号 19-25 公営住宅の取扱い・・・確認

委員長報告

現在、6町には、「公営住宅」として、「一般公営住宅」、「特定公共賃貸住宅」、「定住促進住宅」、「府営住宅」の4種類がございます。「一般公営住宅」は、各町にあり、6町合計で28団地ございます。また、中堅所得者等の居住の用に供する「特定公共賃貸住宅」は、網野町に1団地ございます。さらに、若者の定住等を促進することを目的に設置された「定住促進住宅」が、丹後町に1団地ございます。これらにつきましては、全て現状のまま、新市に引き継ぐこととしております。なお、現状を踏まえまして、新市においては、公営住宅の新たな再生プランを作成することとしております。

最後、番号10の「入居者費用の負担」であります。各町取扱いが異なっておりますので、統一した内容に調整することとしており、適正な負担を頂く方向で取りまとめさせていただきます。

主な意見 特になし

(16) その他

副会長 合併に際し、人口3万人以上という特例が延長される動きがあり、今の国会に提案される見込みで、これが成立すれば現在確認されている平成16年3月1日という合併期日を平成16年4月1日とすることを再度協議願いたいと考えている。現在のままでは、平成16年3月31日までに合併しないと市になれず、また3月の一ヶ月のために新市の会計年度を設けねばならないため、事務的な不都合が生じている。

委員 今後の協議会のスケジュールはどうなっているか。合併の是非の扱いはどうするのか。

会長 来月から住民説明会を実施する予定だが、順調に進めば7月には合併協定書の協議をお願いしたい。協議が整えば、できれば7月中には合併協議の調印も考えており、その時点で是非についても最終判断をしていただくことになると考えている。

(17) 第10回合併協議会の会議録について・・・公開することを確認

(18) 第12回協議会の日程について

日 程

(日 時) 平成15年6月25日(水)午後1時30分から

(場 所) J A 京都丹後久美浜支店

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)